

新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設 介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ

1

感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援します

2

介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します

3

職員の皆さまに慰労金を支給します

※事業の詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html



1 感染症対策の支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な**かかり増し経費**が発生したすべての介護サービス事業所・施設など
- 支援対象経費：かかりまし経費
(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車のリース費用、ICT機器の購入費用 など
- 助成上限額：サービス類型毎に設定
(例) 通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

2 介護サービス再開に向けた支援

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成
 - 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所
 - 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円
2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成
 - 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
 - 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
 - 助成上限額：20万円

3 職員の皆様への慰労金の支給

- 対象者：令和2年3月5日（滋賀県での感染症患者1例目発生日）から令和2年6月30日までの間に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 支援額：感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員 20万円
その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5万円（4頁目『Q&A』Q3参照）

お問合せ先

滋賀県新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
電話番号 0570 - 085441

(受付時間：平日9:00～17:00)

厚生労働省老健局
新型コロナ緊急包括支援交付金（介護分）コールセンター
電話番号03 - 5253 - 1111（内線3807、3907）（8月末まで）

1. 支援の対象経費などについて確認

(1) 感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援

- 滋賀県のHPに掲載する実施要綱により支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
※ **令和2年4月1日以降にかかる費用が対象**となりますので、支出済の費用だけではなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、**概算額で申請することも可能**です。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

(2) 慰労金の支給

- **利用者**と接する職員で、**対象期間（令和2年3月5日から令和2年6月30日まで）に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます**。委任状は事業所・施設等で保管します。
- その際、**派遣労働者、業務委託受託者の従事者**についても、派遣会社・受託会社と相談して、**対象となる業務に10日以上勤務している職員の一覧**を提出してもらうことなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。委任状は事業所・施設等で保管します。
※ 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。
※ 退職された方も含め、支給は原則事業所経由となります。支給希望者は、現在の勤務先または最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。

2. 交付申請書および請求書など（申請書等）を作成

- 次ページを参照して、所定の様式により、申請書等を作成します。

3. 交付申請および請求

- 申請書等の提出は、**下記の方法により行います**。
① 介護電子請求受付システムによるインターネット申請
② 電子媒体（CD-R等）による申請（電子媒体による提出が困難な場合は③紙媒体を郵送）

注意：いずれの申請方法においても、代表者印を押印した申請書および請求書（様式第1号）の郵送が必要になります。

- 滋賀県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に登録された口座を債権譲渡している事業所やサービス付き高齢者向け住宅等、介護報酬の請求を行っていない施設等は、②電子媒体により申請します。
- 申請受付期間：毎月15日から月末までの間（最終受付：令和2年12月28日（月））

提出先： 〒520-0043 大津市中央四丁目5番9号（滋賀国保会館内）
滋賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事務局（介護）

4. 滋賀県で確認後、交付

- 滋賀県が申請内容を確認後、国保連または滋賀県から補助金・慰労金が交付されます。
- 慰労金については、対象となる職員へ給付して下さい。
※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。
※ 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

5. 実績報告

- 補助金・慰労金の交付を受けた事業所などは、**令和3年2月26日（金）**までに、所定の様式により実績報告書を上記の提出先に郵送してください。なお、実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算（返金処理等）を行います。申請・給付に関する証拠書類は、大切に保管してください。

1. 申請書等の入手方法

- 申請時に必要な書類は、「申請書および請求書」などとなります。
- 以下の滋賀県ホームページから、様式および申請マニュアル等をダウンロードできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/309834.html>

※厚労省の様式と異なっていますので、必ず滋賀県の様式を使用してください。

「申請書および請求書」

「様式2 個票」

様式第1号

令和 年 月 日

滋賀県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名) 印

必ず代表者印を押してください

令和2年度滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス感染症対応・再開支援事業補助金等に係る交付申請書および請求書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
なお、この申請に当たり滋賀県補助金交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

申請額： 千円

(内訳)

- 介護慰労金事業 千円
- 感染症対策を徹底した上で介護サービス提供支援事業 千円
- 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 千円
- 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 千円

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧 (様式1)
- 事業実施計画書 (事業所単)
- 介護慰労金受給職員表 (法人)

様式3に記載の者は実施要綱5の(3)に規定する委託者について、代理受領の委任状を添付することを証明します。

(法人名)
(役職・代表者名) 印

※介護慰労金事業の申請がない場合は記入不要です。

電子請求受付システムで申請した場合は、□の中に入れてください。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書

施設概要

介護保険事業所番号 01100000100 事業所名称 社会福祉法人〇〇訪問介護事業所

所在地 都府県名 京都府 住所 千代田区霞が関1-2-2 連絡先 電話番号 03-0000-0000 担当部署名

提供サービス(介護分)の種類 訪問介護事業所 定員 人 職員数(介護士) 3人

事業区分 介護慰労金事業 → 1を記載 感染症対策費用助成事業 → 2を記載 個別再開支援助成事業 → 3を記載 再開環境整備助成事業 → 4を記載

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する 本事業は国保、国保連合会のシステムを基に補助金の交付を行います。(国保連合会(国保会)宛) 国保連合会に登録していない場合は、左欄に☑を入れて下さい。
国保連合会に登録されている口座は正確に記述してください。 国保連合会に登録されている場合、振込先に申請して下さい。

支出予算額

1. 介護慰労金事業 申請額① 250千円
慰労金の区分・人数 20万円対象 1人 5万円対象 1人 振込手数料 千円(円未満の端数)

2. 感染症対策を徹底した上で介護サービス提供支援事業 補助上限額 申請額② 100千円
500千円 既申請分 100千円
【感染症対策支援サービスの提供体制の確保のための経費】 年度合計額 200千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬	100,000	
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	100,000	

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 申請額③ 20千円
利用者1人あたり単価(居宅介護支援以外共通) 2,000円 対象利用者数 10人
居宅介護 電話による確認 利用者1人あたり単価 1,500円 対象利用者数 人
支援のみの 電話による確認(看護師等が協力した場合) 利用者1人あたり単価 4,500円 対象利用者数 人
右欄に記載 訪問による確認 利用者1人あたり単価 3,000円 対象利用者数 人
訪問による確認(看護師等が協力した場合) 利用者1人あたり単価 6,000円 対象利用者数 人

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 補助上限額 申請額④ 100千円
200千円 既申請分 千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】 年度合計額 100千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬	100,000	
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	100,000	

(注)2.及び4.の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額と比較していずれか低い方の額が入力される。

電子請求受付システムで申請した場合に、
チェックを入れてください

「様式1 事業所・施設別申請額一覧」

No.	介護保険事業所番号	事業所・施設名	電話番号	郵便番号	住所	代表となる事業所・施設名	補助予算額(千円)					審査結果
							介護慰労金	20万円対象者の有無	感染症対策費用助成事業	個別再開支援助成事業	再開環境整備助成事業	
1	123456789											
2												
3												

「様式3 介護慰労金受給職員表」

氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先		分類			慰労金(万円)	支払実績		確認事項			
				事業所番号	事業所・施設の名称	施設区分	対応区分	他の施設等との期間通算の有無		支払年月日(西暦)	支払金額(円)	委任状の有無	他法人での慰労金の申請の有無	業務委託による従事者	重複申請者確認
1 厚労太郎	コウロウタロウ	1980年1月1日	京都府千代田区霞が関1-2-2	01100000100	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所	濃厚接触者発生施設	利用者10人以上対応	なし	20	2020年8月31日	200,000	あり	なし	なし	可
2 厚労次郎	コウロウジロウ	1984年1月1日	京都府千代田区霞が関1-2-2	01100000100	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所	濃厚接触者発生施設	利用者10人以上対応	なし	5			あり	なし	該当	可

2. 提出にあたっての留意事項

- 申請書等を郵送する際は、毎月の介護報酬請求には同封せず単独で送付してください。その際、封筒の表面に「新型コロナ支援交付金(介護分)申請書在中」と朱書きするなどしてください。
 - 電子媒体(CD-R等)を郵送する際には、媒体表面に分かりやすく所要の事項(※)を油性ペン等で明記してください。
- ※ 新型コロナ支援交付金(介護分)申請書、代表となる事業所番号及び事業所名、申請年月日、媒体枚数

Q1 感染対策の支援、慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。サービス付き高齢者向け住宅は含まれますか。

A1 介護保険法で指定を受けるサービスが対象となるほか、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームも対象になります。

Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。

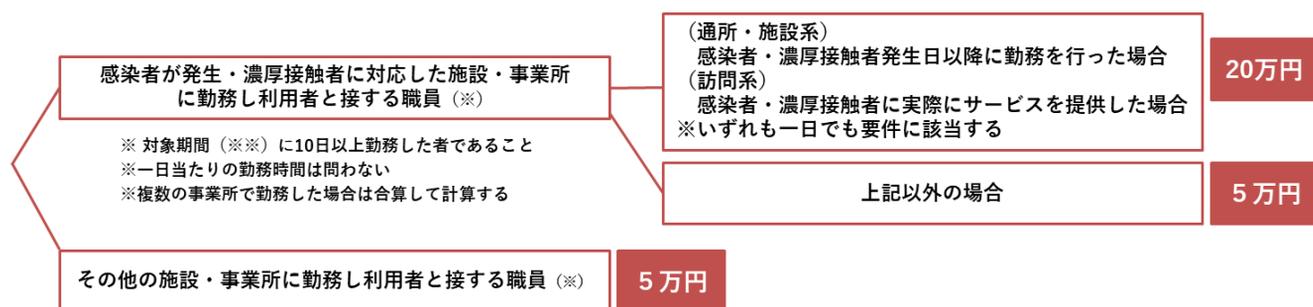
A2 令和2年4月1日以降にかかる以下のような費用が対象となります。

(対象経費の例)

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等、多機能型簡易居室の設置等、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料、自動車・自転車の購入又はリース費用、I C T機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)、普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

Q3 慰労金の対象者について具体的に教えてください。

A3 以下のフローチャートをご覧ください。なお、職種による限定はしていません。



(※※)対象期間：令和2年3月5日(滋賀県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日)から令和2年6月30日までの間

Q4 慰労金の支給の要件である「利用者と接する」とはどこまで含まれるのでしょうか。

A4 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。

Q5 事業所・施設をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいでしょうか。

A5 原則として、勤務されていた事業所・施設を通じて申請してください。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの介護報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。